

【麻しん別紙3】

MRワクチン（麻しん風しん混合予防接種）説明書

1. 麻しん・風しんの症状について

○ 麻しん

麻しん（はしか）は、麻しんウイルスの空気感染・飛沫感染・接触感染によって発症します。ウイルスに感染後、無症状の時期（潜伏期間）が約10～12日続きます。その後症状が出始めますが、主な症状は、発熱、せき、鼻汁、めやに、赤い発しんです。症状が出はじめてから3～4日は38℃前後の熱とせきと鼻汁等が続き、その後39～40℃の高熱となり、首すじや顔などから赤い発しんが出はじめる、その後発しんは全身に広がります。高熱は3～4日で解熱し、次第に発しんも消失しますが、しばらく色素沈着が残ります。また、麻しんにかかると数年から十数年経過した後に亜急性硬化性全脳炎（SSPE）という重い脳炎を発症することがあります。これは、麻しんにかかった者のうち約10万人に1人の割合で見られます。麻しん（はしか）にかかった人のうち、1,000人に1人程度の割合で死亡することがあります。

○ 風しん

風しんは、風しんウイルスの飛沫感染によって発症します。ウイルスに感染してもすぐには症状が出ず、約14～21日の潜伏期間がみられます。その後、麻しんより淡い色の赤い発しん、発熱、首のうしろのリンパ節が腫れるなどが主な症状として現れます。また、そのほかに、せき、鼻汁、目が赤くなる（眼球結膜の充血）などの症状がみられることもあります。子どもの場合、発しんも熱も3日程度で治ることが多いので「三日ばしか」と呼ばれることがあります。大人になってからかかると子どもの時より重症化する傾向が見られます。妊婦が妊娠早期に風しんにかかると、先天性風しん症候群と呼ばれる病気により、心臓病、白内障、聴力障害などの障害を持った赤ちゃんが生まれる可能性があります。

2 予防接種の効果と副反応について

予防接種を受けた方のうち、95%以上が免疫を獲得することができます。体内に免疫ができると、麻しんや風しんにかかるとを防ぐことができます。ただし、予防接種により、軽い副反応がみられることがあります。また、極めてまれですが、重い副反応がおこることがあります。予防接種後にみられる反応としては、次のとおりです。

○ MR（麻しん風しん混合）ワクチンの主な副反応

（麻しんと風しんの予防接種を同時に実施するとき使用、通常、このワクチンを接種します。）
主な副反応は、発熱（接種した者のうち20%程度）や、発しん（接種した者のうち10%程度）、不機嫌、発熱、発疹です。これらの症状は、接種後5～14日後に多くみられます。接種直後から翌日に過敏症状として発しん、じんましん、紅斑、多形紅斑、掻痒（かゆみ）、発熱等などがみられることがあります。これらの症状は通常1～3日でおさまります。ときに、接種部位の発赤、腫れ、硬結（しこり）、リンパ節の腫れ等がみられることがありますが、いずれも一過性で通常数日中に消失します。

なお、最新の使用成績調査（第7回定期報告時）によると、1回目接種症例3043例中、接種30日間に1034例の副反応が認められた。主なものとしては、発熱511例（16.8%）、注射部位発赤299例（9.8%）、鼻汁287例（9.4%）、咳嗽217例（7.1%）、発疹178例（5.8%）注射部位腫脹160例（5.3%）、下痢119例（3.9%）、不機嫌64例（2.1%）であった。

まれに生じる重い副反応としては、【0.1%未満】ショック、アナフィラキシー（ショック症状、じんましん、呼吸困難など）、急性血小板減少性紫斑病（紫斑、鼻出血、口腔粘膜の出血等）、【頻度不明】急性散在性脳脊髄炎（ADEM）、脳炎、けいれんがあらわれることがあります。

3．予防接種を受けることができない人

- ① 明らかに発熱（通常37.5℃以上をいいます。）をしている方
- ② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかの方。急性で重症な病気で薬をのむ必要のあるような人は、その後の病気の変化もわかりませんので、その日は見合わせるのが原則です。
- ③ その日に受ける予防接種の接種液に含まれる成分で、アナフィラキシーを起こしたことが明らかの方。「アナフィラキシー」というのは通常接種後約30分以内に起こるひどいアレルギー反応のことです。汗がたくさん出る、顔が急に腫れる、全身にひどいじんましんが出るほか、はきけ、嘔吐、声が出にくい、息が苦しいなどの症状に続きショック状態になるような激しい全身反応のことです。
- ④ その他、医師が不適當な状態と判断した場合

4．予防接種を受けた後の一般的注意事項

- ① 予防接種を受けたあと30分間程度は、医療機関（施設）で様子を見るなど、医師とすぐに連絡とれるようにしておきましょう。急な副反応が、この間に起こることがまれにあります。
- ② 接種後、1週間は副反応の出現に注意しましょう。
- ③ 接種部位を清潔に保ちましょう。入浴は差し支えありませんが、接種部位をこすことはやめましょう。
- ④ 当日はげしい運動はさけましょう
- ⑤ 接種後、接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けましょう。

5．予防接種による健康被害救済制度について

今回の接種は予防接種法に基づかない接種（任意接種）となります。予防接種によりよって引き起こされた副反応により医療機関での治療が必要な場合、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済を受けることができます。

健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障害が治癒する期間まで支給されます。

ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等）によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に給付を受けることができます。

（問い合わせ先：沖縄県地域保健課 TEL:098-866-2215 FAX:098-866-2241）